

## 楊炎の財政改革の基調について

中 川 學

### 一 序 言

唐代中期における括戸政策に關し、私はこれまでにすこしく小論文をまとめてきたが、本稿においては、それらにおいて論及しえなかつた問題を、宇文融の括戸政策にたいする反對論の検討を手がかりとして提起し、そのような反對論との關連において楊炎の財政改革の基調について考えてみたい。私の前稿「唐代における括戸實行方式の變化について——兩稅法的權衡原則による客戶の制度化——」(『中國古代史研究・第二』所收、一九六五)は、李嶠と宇文融との括戸實行方式の相違を論じ、それをもとにして「唐代の客戶による逃棄田の保有」(『一橋論叢』五三の一、一九六五)は、兩稅法施行後における客戶の權衡原則による「自立」が郷村の豪強的勢力によって規制

されつつ逃棄田を保有することにもとづいて可能となっていることを指摘した。そこでは宇文融と楊炎との政策の連續性を「權衡」原則にもとめたのであるが、のこされた問題として、おなじく「權衡」をはかる原則であっても宇文融のばあいと楊炎のばあいとは實現のしかたに重大な變化があり、宇文融の括田稅客の方式と、土戶・客戶の區別なく對等に課稅しようとする楊炎の兩稅法との相違についても、考察する必要がある。そこで本稿では、その兩者の相違を、宇文融反對論と楊炎の財政改革の基調との關連において、なお素描にとどまるがあきらかにしてみたいのである。

### 二 皇甫憬および楊相如

玄宗の開元年間に、宇文融が括戸政策を強行しはじめ

たとき、舊唐書卷一〇五・宇文融傳によれば、「議する者、頗る以爲えらく、人を擧<sup>さ</sup>げて便ならず、と。陽翟尉皇甫憬、上疏して曰く、(云々)。左拾遺楊相如、上書し、咸<sup>な</sup>、客を括するを陳べて、便ならずと爲す。上、方に融に任じ、……乃ち璟を貶して盈川尉と爲す。」とされている。皇甫憬(璟)と楊相如、この二人の反對論者について仔細に検討することから着手しよう。

皇甫憬(璟)の経歴については、右の記事より以上にくわしく知ることができない。全唐文卷三九七・皇甫璟にも「璟、開元中、官は陽翟尉、上疏して、勸農判官を置くことを諫め、盈川尉に貶せらる。」とするだけなのである。かれが上疏したときに縣尉をつとめていた陽翟縣は、漢代には潁川郡に屬し、唐初には高州に、貞觀中は許州に、そして開元中は河南府に屬している畿縣であつて、この畿内の地において、「又、出使の輩は未だ大體を識らず、所由は殊に陛下の人を愛すること至深なるを知らず、務めて刻剝を以て計と爲すに因り、州縣は罪を懼れ、牒に據りて即ち逃亡の家に徴し、鄰保は代出し、鄰保済まさざれば又便ち更に逃げる、<sup>(2)</sup>」という事態にたちいたつたため、かれはあえて上疏したのであ

る。天下一般について抽象的に訴えたのではなく、通鑑が「陽翟縣尉皇甫憬、上疏して其の狀を言う、<sup>(1)</sup>」と明記しているごとく、そこには切實な陽翟縣とその隣接州縣の實情があつた、といわねばならないであろう。この皇甫憬の「諫置勸農判官疏」は、使者と州縣の所由が徵稅成績をあげようとして苛斂誅求をおこなっていることを厳しく批判したものであるが、この批判の意味を理解するために、ここで、勸農判官の構成を検討しておこう。

開元十一年から十二年にかけて宇文融のもとに任命された勸農判官は合計二十九名であり、數種の史書に傳えられる人名の異同に關しては、すでに鈴木俊氏が考證しておられる。<sup>(3)</sup>ここでは、唐會要卷八五・逃戸および冊府元龜卷一六二・帝王部・命使によつて、二十九名の勸農判官をその任命時の官職別且つ地域別に排列し、人名表記の異なるばあいには鈴木氏の考證にもとづいて括弧内に附記すると、つぎのようになる。

中書省	右拾遺	徐楚璧
門下省	左拾遺	王忠翼
大理寺	大理寺丞	王誘

關内道

大理評事

同右

前大理評事

長安縣尉

同右

同右

同右

長安主簿

萬年縣尉

咸陽縣尉

三原縣尉

富平縣尉

奉天縣尉

華州錄事參軍

渭南縣尉

同州司法

河南府法曹

洛陽縣尉

河南縣尉

伊闕縣尉

宋珣(宋詞)

班景倩

盛虞(咸業)

王冰(王水)

裴寬

王燾(王壽)

李登(李愷)

韋利涉

岑希逸(崔希逸)

庫狄履溫

喬夢松

盧怡(盧怡)

何千里

慕容琦(慕容琦)

賈晉

邊仲寂(邊冲寂)

元將茂

劉日貞(劉白正、劉日正)

于孺卿

梁勛

告成縣尉

汜水縣尉

河東道

太原司錄

太原兵曹

汾州錄事參軍

榆次縣尉

徐鏐

薛侃(薛侃)

張均(張珣)

宋希玉

韋洽(韋洽)

郭庭倩(郭延倩、郭庭)

すなわち、中書省、門下省、大理寺から六名任命されたほかは、關内、河南、河東の輔畿三道から縣尉十六名、主簿一名、州・府の司錄參軍事・兵曹參軍事・法曹參軍事・司法參軍事各一名、錄事參軍事二名が拔擢されており、正七品上から從九品下にいたる地方官が勸農判官すなわち使者の職を帯びて各地の州縣を巡察することになったのである。皇甫憬の陽翟縣の近隣、告成縣・伊闕縣および汜水縣からも、また洛陽縣・河南縣からも、憬と同じ官品の縣尉があわせて五名も出使しており、河南府の法曹參軍事も使者に登用された。かれらは「皆な當時の名士、判官に人を得たり」といわれるほどであるから、自己の所屬した府・州・縣の括戸の實績についてはとくにつよい關心を寄せ、所由である同僚部下を督勵

し、上官であった刺史・縣令にたいしても壓力をくわえた、と考えられる。おのずから逃戸の租庸調を隣保の戸に代納せしめる弊風がつよまり、皇甫憬としては使者と所由を指彈せずにはおれなくなったのであろう。かれは官界の綱紀肅正を主張しているのであるが、そのばあいには、膨脹した官員數の縮減を要求している。すなわち、その上疏において、

「今の具寮は、向ごろ萬數を逾え、府庫を蠶食し、黎民を侵害す。國に數載の儲とて絶え、家に經月の蓄とても無し。税を厚くすること有りと雖も、亦た供す可からず。戸口の逃亡するは、此れに由らざる莫し。……東海南山を盡くして粟帛と爲さんも、亦た恐らくは足らざん。豈に、田を量り(通典と會要は「田を括し」とす)、客に税するも、能く周ねく給せんや。」

と皇甫憬は論じており、逃亡が頻發する原因は、官員數が膨脹し、俸給をまかなうための徵税が苛酷になってきていることにある、とみなしている。ここで想起しなければならぬのは、これよりさき、中宗朝において、中書侍郎韋嗣立が、「遂に員外に官を置くこと、數、正闕

に倍するに至る。曹署典史は祇承に困しみ、府庫倉儲は資奉に竭く。」(舊唐書卷八八・韋嗣立傳)と指摘する、員外官の増大であつて、通典卷一九・職官一の本文には、神龍二年(七〇六)「三月、又、員外官二千餘人を置き、是に於て遂に員外檢校試攝判知の官有り。景龍に逮びて官紀大いに紊れ、復た斜封・無坐處の誦、焉に興る有り。」とあるごとく、中宗朝の神龍・景龍年間には員外官・斜封官がみだりに増置された。なお、通典の杜佑の原注によれば、

「國初、舊と員外官有り、此に至りて大いに増加す。兼ねて諸もの闕官に授けて員外官と爲す者亦た千餘人を超ゆ。中書令李嶠、初め地官尚書自ら通州刺史に貶せられ、是に至りて召して吏部侍郎を拜し、奏して大いに員外官を置かんことを請う。多く勢家・親識を引用す。……銓衡、序を失い、官員倍多し、府庫は是れに由りて減耗す。」

というごとく、府庫の減耗をもたらした員外官の増置は李嶠によって強行されていたのである。このような濫官政策は、玄宗朝に入つて、「先天以來、始めて其の弊を懲す」こととなり、「元宗御極し、宰相姚元崇・宋璟、

吏部尙書を兼ね、大いに姦濫を革め、十に其の九を去る<sup>(10)</sup>。」といわれるほど肅正されてゆくのであるが、皇甫憬が上疏した當時はまさにそのような濫官を廢止する改革政策の進行中であつたのである。<sup>(11)</sup>

以上の事實によつて、私たちはつぎのように考えることができるのではなからうか。すなわち、陽翟縣尉皇甫憬の「諫置勸農判官疏」は、直接的には河南府一帯における勸農判官と所由の苛斂誅求に對する批判として上言されたのであるが、そのような批判の發想をささえているものは、さなきだに過剩の官員數を「使者」等の任命によつて更に増大させることに對する抵抗感ともいえるのであつて、實際には二十九名にすぎない勸農判官の任命が、河南府における皇甫憬自身と同級の縣尉たちの判官拔擢とかれらの暴威、という現實によつて擴大的且つ反撥的に認識せられ、その認識が同時に前代以來の濫官政策にたいする同時代的批判傾向と重なりあつて、強硬な反對論を上言させることになつたのであろう。そして、そのような抵抗感の現實的基盤は、資治通鑑卷二一三・玄宗開元十七年八月の條に、

「宇文融、……始めて廣く諸使を置き、競いて聚

斂を爲す。是れに由りて百官は其の職を浸失し、而して上の心は益ます侈<sup>ぎ</sup>り、百姓皆な之れを怨み苦しむ。」

と厳しく批評されているごとく、使職の設置が從來の百官すなわち正規の州縣官の職權を侵害するようになったことに根ざすのであり、だからこそ「使者」は、從來の「正闕に倍する」員外官と同じ系列のものとして批判されるにいたつたのであろう。しかも、このような使職は、宇文融の時に創設されたわけではなく、すでに、杜佑によつて濫官政策の責任者とみなされている李嶠が括戸政策を提案したことの結果として、武周期においても採用されていたのである。<sup>(12)</sup> すなわち、括戸政策を實行するために武周期からすでに採用されるようになった使職という臨時の「令外の官」<sup>(13)</sup>に對して、尙書省直屬の正規の州縣官のなかから反對論が唱えられたのである、といえよう。

皇甫憬の他にも、「左拾遺楊相如が並びに上疏して盛んに煩擾不便なるを陳べ」た、という通典卷七・食貨七・歷代盛衰戶口所載の記事もその意味において注目する必要がある。楊相如に關しては、はじめに引いた舊唐

書宇文融傳にも、「左拾遺楊相如、上書し、威な、客を括することを陳べて、便ならずと爲す。」とあるだけで、皇甫憬と同意見であったことしか明らかでないのであるが、全唐文卷三〇三には、楊相如の「陳便宜疏」一篇を輯録して、その略歴を、

「相如、洪州南昌の人。神龍の初め、進士。當塗尉に補せられ、晉陵・陸渾に徙る。召して右拾遺を拜す。開元末、出て懷州別駕と爲る。」

と記している。これによれば楊相如は江南西道洪州南昌縣の出身で、中宗の神龍初年に進士に及第してのち、江南西道宣州當塗縣の尉をはじめとして江南東道常州晉陵縣、ついで河南府陸渾縣のおそらくは尉を歴任して、中書省右拾遺となり、宇文融に反対した結果、河北道懷州の別駕に左遷された。全唐文には右拾遺と記されているが、後述する「陳便宜疏」の内容からみて、舊唐書および通典にしたがって門下省左拾遺とあらためるべきであろう。ともあれ、江南地方および河南府の縣尉を歴任したのち門下省に入って左拾遺となり、そこで陽翟縣尉皇甫憬と同じ趣旨の反対論を以て宇文融に挑戦したのである。さきに見たごとく、右拾遺も左拾遺も各一名が拔擢

されて宇文融のもとに勸農判官となっており、楊相如は皇甫憬と似た心情から「令外の官」たる使者に抵抗したのである。しかも相如は門下省におり、その「陳便宜疏」において、

「…國家、垂拱ちこう自り以後、近年に至るまで、寇賊屢しばしばしば興り、兵革へいかく數しばしばしば動き、邊師潰喪す。日びに費いえ滋く多し。加うるに觀寺の修營と錫賚の數を繁くするを以て、郡縣の吏は、未だ寰區の氓たみを侵漁するを息めず、…近者ちかき、人、直言を獻じ、時に切諫すること有るも、徒ただ讜議を聞きて竟ついにに施行せず。營造に至りては未だ甚しくは休息せず。是れ國儲をして足らず人畜をして久しく空ならしむ。…孤羈の寡援なる者は小罪も必ず罰し、貨賂し朋黨する者は大愆も繩せず、聽斷の獄は審にせず、寰中の罪は未だ肅せざるなり。…」

とのべ、上官の侍中や諫議大夫の職掌しやくさうに屬する奏彈・諫言が用いられていない現状を憂慮し、正規の職權回復を要求しているのである。また、「郡縣の吏は、未だ寰區の氓を侵漁するを息めず」といっているが、これは、使者と協同する所由としての郡縣の吏が管轄區域内の編戶

の民に苛斂誅求をくわえていることを批判したものである、と考えられる。

ところで、縣尉である皇甫憬と縣尉出身の左拾遺である楊相如とが、使者による「括田稅客」につよく反對したのは、かれら自身にあたえられている管の正規の職權がそれによって侵害されるからであったのであるが、逆に、中央政府において急速に實權を掌握しつつあった宇文融の觀點からするならば、新唐書卷一三四・宇文融傳に、

「時に天下の戸版は初はつられ隠れ、人は多く本籍を去りて閭里に浮食し、繇賦を詭脱す。豪弱は相い并せ、州縣は能く制する莫し。」

と強調されているごとく、従来の州縣機構を通じて徵稅することが困難になってきており、だからこそ州縣の命令系統の内部から、國家權力にとって有能とおもわれる「當時の名士」を勸農判官に拔擢し、別の命令系統によって天子に直結する使職の構成員としてあらたな強權を賦與し、かれらの在地勢力との關係を利用して縣の内部にまで支配を貫徹しようとしたのではあるまいか。

なぜならば、さきに掲げた勸農判官一覽表から明瞭に

看取しうるように、勸農使または諸色安輯戸口使としての宇文融は、その部下としての勸農判官を前述のごとく縣尉や縣主簿など中央政府の任命派遣する最下級の官員のなかから拔擢しており、決して州の刺史や縣の令・丞を登用してはおらず、尉・主簿等は、最下級の品官であることよって在地の胥吏や里正たちと最も緊密な關係を保持していたであろう、と考えられるからなのである。かれらは地方行政の實務に通曉していたであろうから、使者として各地を巡察したばあい、その檢括は鋭い手腕による的確なものであったと思われる。國家權力にとっては、「判官に人を得たり」と大書するにあたいしたのであろうし、「州縣は罪を懼れ、牒に據りて即ち逃亡の家に徵」した、という皇甫憬の指摘も事實であったといえよう。

しかし、逆にいえば、陽翟縣尉皇甫憬の反對論の背景にもまた、縣尉としての立場、すなわち胥吏や里正としても活躍しているであろう在地勢力との密接な關係によって規制される立場があった、と考えられるのであり、その立場が實は、「田を量り客に稅するも、豈に能く周ねく給せんや。」という反論となって表明されている、

といえるのではあるまいか。この問題について、よりくわしく理解するために、宇文融にたいするその他二人の反対論者、すなわち楊瑒と盧從愿について調べておくこととしたい。

- (1) 地名に関しては舊唐書および新唐書の地理志、元和郡縣志、ならびに平岡武夫・市原亨吉『唐代の行政地理』(一九五四)に依據し、重大な問題のないかぎり註は省略する。
- (2) 全唐文卷三九七・皇甫璟・諫置勸農判官疏。
- (3) 鈴木俊「宇文融の括戸について」『和田博士還曆記念東洋史論叢』一九五二。
- (4) 大唐六典卷三〇・京兆河南太原三府官吏、京縣畿縣天下諸縣官吏。
- (5) 唐會要卷八五・逃戸、通典卷七・食貨七・歷代盛衰戸口。
- (6) 舊唐書卷九四・李嶠傳。
- (7) しかし李嶠はそれを自己否定しようとした。資治通鑑卷二〇八・中宗神龍二年九月の條に、「既にして相と爲る。銓衡は序を失ひ、府庫は減耗す。乃ち更に表して濫官の弊を言い、且つ遜位せんことを請う。上、慰諭して許さず。」とある。
- (8) 谷川道雄「武后末年より玄宗朝初年にいたる政争について——唐代貴族制研究への一視角——」(『東洋史研究』一四の四、一九五六)参照。
- (9) 通典卷一九・職官一・序。

- (10) 通典卷一九・職官一・序・杜註。
- (11) 舊唐書卷九六・宋璟傳。
- (12) 唐長孺「關於武則天統治末年的浮逃戸」(『歷史研究』一九六一年六期)参照。
- (13) 彌波護「三司使の成立について——唐宋の變革と使職——」『史林』四四の四、一九六一、同「唐末五代の變革と官僚制」『歷史教育』一一の五、一九六四参照。なお、E. G. Pulleyblank, "The Background of the Rebellion of An Lu-shan," Oxford University Press, 1955. は「財政専門官僚の擡頭として使職の創設にも論及した。」
- (14) 大唐六典卷八・門下省。

### 三 楊瑒および盧從愿

まず楊瑒のことなのであるが、右に引いた楊相如の「陳便宜疏」のなかに、「加うるに觀寺の修營と錫賚の數を繁くするを以て、郡縣の吏は、未だ寔區の氓を侵漁するを息めず、」という一文があった。そこにいわゆる道觀・寺院の修營は玄宗朝におけるそれを指しており、そのような道觀・寺院の造營修築は武周期においてとくに盛行し、以後ひきつづきおこなわれてきた。睿宗の景雲二年(七一)五月には、金仙公主と玉眞公主のため二觀を造營し、「民居を逼奪すること甚だ多く、功を

用いること數百萬」におよび、錢百餘緡を費やした<sup>(1)</sup>。この時、總指揮にあたった御史大夫竇懷貞にたいして、徵發を拒絶してゆずらなかつたのが、近隣の麟遊縣の令、楊瑒であつた<sup>(2)</sup>。縣令として民の側に立つた楊瑒の態度にまず注目しておきたいのである。

この態度がかえってさいわいして竇懷貞に高く評價され、楊瑒は殿中侍御史に擢拜せられ、開元初年には侍御史に昇任し、京兆尹崔日知の「食暴にして法を犯す」のを糾弾する。すなわち、舊傳は、

「瑒、御史大夫李傑と與に、將に之れを糾劾せんとす。傑、反つて日知の爲に構える所となり、瑒、廷奏して曰く、糾彈の司、若し遭いて脅を恐れ、以て姦人の謀を成すならば、御史臺、固より廢す可し矣、と。上、其の言の切直なるを以て、……瑒、御史中丞・戸部侍郎に歴選せらる。」

といい、御史臺の機能がおかされないように努力していることも注目すべきであろう。さて、戸部侍郎楊瑒は宇文融と對決して左遷される。すなわち舊傳のつたえるごとく、「時に、融、方に權要に在り、公卿已下、多く融の議に雷同す。瑒、獨り與に理を盡して之れと争ひ、尋

いで出て華州刺史と爲る」のであるが、この時かれが主張した反對論は、舊唐書宇文融傳によれば、

「戸部侍郎楊瑒、獨り建議して以えらく、客を括するは居人を利せず、籍外の田を徵して税すれば百姓をして困弊せ<sup>し</sup>使め、得る所は失う所を補わざらん、と。」

ということであり、また新唐書宇文融傳は、  
「唯だ戸部侍郎楊瑒のみ以爲えらく、籍外に税を取れば百姓は困弊し、得は失に酬いざらん、と。」

とつたえており、ここでも楊瑒は「居人」「百姓」の利益を盾にとつて、宇文融に反對している。かれがどのような意味をこめて「居人」「百姓」の語を使用しているのか、という問題について考へるばあいに看過しえないことは、かれが左遷されて赴任した地が華州であつた、という舊唐書楊瑒傳の前掲記事である。新唐書楊瑒傳も華州刺史としている。

開元十三年正月以前に華州刺史に左遷された楊瑒は、舊傳によれば、同十六年には國子祭酒に遷り、明經・左氏の學を重んずべきことを力説し、同二十三年に左散騎常侍となつたのち、全唐文卷三九八・楊瑒によれば六十

八歳で卒し、戸部尚書を追贈されている。<sup>(6)</sup>ところで、華州というのはかれの本籍地なのであって、全唐文と新傳は「瑒、字は瑤光、華州華陰の人。」とし、舊傳も「楊瑒、華陰の人。」とする。その祖先に關しては新傳がもっとも詳細につたえており、それによれば、五世祖(高祖父)の縉は陳の中書舍人、その子の林甫は都督を領し、隋に陳が滅ぼされてから三年を経てすなわち開皇十二年(五九二)に降って江左より長安へ徙居し、柳城の太守となり、唐高祖の擧兵に参加して絳州刺史・宜春郡公となった。<sup>(7)</sup>その子(瑒の祖父)琮は秦王世民(唐太宗)の王府參軍として特に恩寵を受け、沔・綏二州の刺史を歴任した。父については傳を缺くのであるが、陳以來の士族として明經・左氏の學を重んじ、唐朝に仕えては高祖・太宗の恩寵を受けてきたのであるから、あらたな郷里である華州華陰縣においても指導者的な勢力を築いていたであろう。しかしながらその勢力は、華陰の地に古くから定住しきたった土豪的な有力者との協調によってでなければ維持できず、したがって、そのような土着の有力者の社會的規制力がおよんでいる範圍内の住民にたいして分斷的な壓力を外側からかけるとどのように「便なら

ざる」事態が生ずるか、楊瑒はよく洞察していたのであろう。しかも狹郷の華陰縣において、有力な「居人」の所有する「籍外の田」を沒收することは弱小農民を困弊せしめるにいたるのであって、宇文融の方針としては、括籍した客戶にたいしては「輕く税する」原則をうちだしていたのであるから、官收された「籍外の田」に立地して編戶の農民となることを望む他郷からの移住者が増加しあるいは顯在化してくるであろう。そうなれば、そのように「輕く税する」かぎり、「客を括する」ことは有力な「居人」にとって不利とならざるをえない、と思われる。また、在來の貧農にとっても、狹郷において甚だしい受田額の不足分を「籍外の田」における傭耕によって補充する道が大きく制約されてくることにもなるのであるから、まことに「百姓をして困弊せしめる」といわねばなるまい。このように「人を擾がせ」る括戶政策に敢然として反對した楊瑒が、もしも實際にそのあらたな郷里華州の刺史に左遷されて歸ったのであるとすれば、かれは非常に困難な立場におかれてしまったわけであり、その意味において嚴しい處分を受けたことにもなる、といえるであろう。

ところで、楊場は御史中丞として、京兆尹崔日知の暴虐を斷固糾弾し御史臺本來の職能を守りぬき、戸部侍郎に遷っては宇文融の使職による專權を阻止せんとして却って戸部を逐われたのであるが、同じ時に、刑部尙書として、宇文融の恣意的な人事權の支配にたいする抵抗をおこなったのが、盧從愿であった。舊唐書卷一〇〇・盧從愿傳には、

「御史中丞宇文融、恩を承けて事を用い、田戸を括獲するの功を以て本司の校考の上下を爲す。從愿、抑そも之れと與にせず。融、頗る以て恨みと爲し、從愿は良田を廣占すること百餘頃も有るに至る、と密奏す。其の後、上、嘗て、宰相と爲るに堪える者を探ぶ。或ひと從愿を上薦めて曰く、從愿は田園を廣占す、是れ廉ならざる也、と。遂に止まりて用いず。」

とあり、新唐書卷一二九・盧從愿傳は、

「御史中丞宇文融、方に事を用い、將に田戸を括するの功を以て上下の考を爲さんとす。從愿、許さず。融、之れを恨み、乃ち密かに白すらく、從愿は盛んに殖産し、良田數百頃を占す、と。帝、此れ自

り之れを薄んじ、目して多田翁と爲す。後、用いて相と爲さんと欲すること屢しばなるも、卒に是れを以て止む。」

としている。すなわち、盧從愿が反對したのは、宇文融が「括獲田戸之功」を以て屬僚の勤務評定をおこなうとしたことにたいしてであったのであるが、ここにいわゆる「田戸」とは、前掲の皇甫憬のいわゆる「括田稅客」「量田稅客」、および楊場のいわゆる「客を括するは居人を利せず、籍外の田を徵して稅すれば百姓をして困弊せしめ」、「籍外に稅を取れば百姓は困弊す」ということに照らして考えるならば、田と戸、すなわち籍外の田と客との兩者を意味するものである。籍外の田を摘發し、客を括して客戶となし、それらに稅を課することに成績をあげた「使者」「所由」「郡縣の吏」を昇任させる、という宇文融の人事考課を、盧從愿は非としたのである。ところが、宇文融は盧從愿の百餘頃(ないし數百餘頃)におよぶ大土地所有を指摘することによって復讐をくだで、その榮進をはばむことに成功したのであった。時に盧從愿は刑部尙書正三品であったから、すくなくともその官人永業田二十五頃は世襲的私有を公認され

ていたのである<sup>(8)</sup>。したがって、もし百餘頃以上の良田を廣占していることが事實であったとするならば、多数の籍外田があったことになり、まさに宇文融にとっては恰好の攻撃目標となつたであろう。そして實はそのような攻撃を可能ならしめる要素が盧氏にはあったのである。

問題は盧從愿の出自であり、まず舊傳をみると、

「盧從愿、相州臨漳の人。後魏の度支尙書昶の六代の孫なり。范陽自り徙りて焉<sup>ここ</sup>に家す。世よ山東の舊姓爲り。」

とあり、新傳もほぼ同じく、一部分を「范陽自り臨漳に徙る。故に從愿は臨漳の人と爲る」といいかえている。

從愿の六世祖昶の傳は魏書卷四七・盧玄傳に輯録されている。盧玄は昶の祖父であり、「盧玄、字は子眞、范陽の涿の人なり」と明記されている。すなわち有名な范陽の盧氏なのである。玄の曾祖父諶は晉に仕え、玄の祖父偃、および父邈は北魏の郡太守となり「皆な儒雅を以て稱せ」られたという。盧玄は北魏太武帝の神禧四年（四三二）に辟召によって中書博士となった。玄の子（昶の父）度世も「學行を以て時流の重んずる所と爲り」、度世の三男である昶も「學は經史に涉り、早く時譽有り」とさ

れている。昶の子に關しては、魏書に所傳のあるのは、「羣書を涉歴し……進退の觀る可きあり」といわれ中書侍郎を拜した五男の元明、好酒凶暴であったが輔國將軍・司徒司馬となつた六男の元緝、「他に才能無く」高祖の女・義陽長公主を尙して駙馬都尉等を拜した長男の元聿だけであるが、新唐書卷七三上・宰相世系表三上は、元隆・元徳の二子のみを載せており、それによれば、從愿は元徳の五世孫である。元徳の官職は不明、次代になって高祖父・士澈は縣令と州別駕をつとめ、曾祖父・彭壽は太常寺奉禮郎であった。いずれも昶までの世代にくらべて低い官位にとどまっており、祖父・尙卿と父・敬一の官職は世系表には記されていない。ただし、敬一が吉陽丞であったことは、舊唐書盧從愿傳に、「乃ち其の父吉陽丞敬一に贈りて鄭州長史と爲す」とあるのによつてあきらかである。

このようにみえてくるならば、山東の舊姓である盧氏の特徴は、高官顯職にあるというよりはむしろその家學として經史の學を重んじてきた、という文化的傳統にあるのであつて、魏書盧玄傳が、「史臣曰く、盧玄、緒業著しく聞こえ、首めに旌命に應ず。子孫、迹を繼ぎて世よ

盛門爲り。其の文武の功烈は殆ど紀するに足る無きも而も時に重んぜ見れ、聲高く冠帯するは、蓋し徳業儒素の人に過ぐる者有ればなり。」と評しているのは適切であると思う。いいかえるならば、宇文融が摘發しようとしていた「籍外の田」に屬する、世襲的な大土地の籍外における所有とその規模が、盧從愿の代において、宇文融の主張するほど多大であったかどうかは疑問としなければならぬのであるが、しかしそのような籍外の田を所有していた可能性はあり、「多田翁」といわれる素地が盧氏の家系にはあった。宇文融はその側面に着目したのである。しかしながら、范陽に出る山東の舊姓としての盧氏がとくに重んじたのは、その家學であった。そのような家學の傳統のなかで育った盧從愿が、「弱冠にして明經に擧げられ、絳州夏縣尉を授けられ」た、<sup>(9)</sup> という事實は、楊瑒が明經を重んじたことを想起させるものである。それが何を意味しているのかについてひとつの理解を得るためにも、ここで節をあらためて楊炎のばあいに関して考えてみることにしたい。

(1) 資治通鑑卷二一〇・睿宗該年條。舊唐書卷一〇一ならびに新唐書卷一一八・辛替否傳。

(2)(3) 舊唐書卷一八五下・良吏列傳下・楊瑒傳。新唐書卷一三〇・楊瑒傳。

(4)(5) 戸部侍郎から華州刺史に左遷されたのは、開元十三年正月または前年の冬の末であった。十三年正月には李元紘が戸部侍郎となり(舊唐書卷九八・李元紘傳)、同年二月には宇文融が戸部侍郎となる。嚴耕望『唐僕尚丞郎表』(中央研究院歷史語言研究所專刊之三十六、一九五六)六八三頁參照。

(6) 全唐文卷三九八・楊瑒の序によれば、國子祭酒のつぎには大理卿に遷った。

(7) 舊傳は琮を絳州刺史とするが、詳細な新傳の記述にしたがう。

(8) 大唐六典卷三・尚書戸部の「凡官人受永業田」の條による。

(9) 舊唐書卷一二九・盧從愿傳による。新唐書卷一〇〇・盧從愿傳には、「明經に擢んで、夏尉と爲る。」とある。

#### 四 楊 炎

楊炎による一連の財政改革のころみだが、劉晏と對決するかたちで推進されたことはよく知られているとおりであり、新唐書卷一四二・韋處厚傳はそのことを、「建中の時、山東の亂興るや、宰相は朋黨す。楊炎は元載の爲めに復讎し、盧杞は劉晏の爲めに怨みを償う。兵は連

なり、禍は結び、天下騒然たり。」と簡潔に描出している。

このような楊炎と劉晏との對立を楊炎の立場に即して、民間の地域社會に獨自の勢力をもっていると考えられる張建封の動きに照らして觀察してみよう。張建封については、すでに谷川道雄氏のすぐれた論考があるから<sup>(1)</sup>、ここでは、舊唐書卷一四〇および新唐書卷一五八の張建封傳と谷川氏の論文にもとづいて張建封とその父張玠のすがたを瞥見しつつ、建封の劉晏および主として楊炎との關係を調べてみることにする。

張建封は山南道鄧州南陽の人であるが、「客として兗州に隠れ」ていた。その父張玠は、「少くして任俠」(新傳)または「少くして豪俠、財を輕んじ士を重んず」(舊傳)といわれ、安祿山の反亂が勃發するや、賊將李庭偉を魯郡太守韓擇木が歡待したのを憤慨し、「鄉豪(新傳・豪傑)の張貴・孫邑・段絳等を率い兵を集め」(舊傳)、員外司兵張孚の協力を得て、庭偉とその黨數十人を殺した。しかし、功賞は擇木と孚にしか與えられず、「玠、因りて江南に遊蕩し、其の功を言わず」(舊傳)に居たという。その子張建封もまた「慷慨氣を負い、功名を以て

己れの任と爲す」(舊傳)といわれ、やはり豪俠といえる人物であったことは、つぎの傳記によってあきらかである。すなわち、代宗の寶應年間に、江南の蘇州・常州において「草賊が郡邑を寇掠した」(舊傳)とき、建封は、その鎮壓に中央から派遣されてきた宦官の馬日新に「見え自から賊徒を説諭せんことを請う。日新、之れに従う。遂に虎窟・蒸里等の賊營に入り、利害禍福を以て之れを諭す。一夕にして賊黨數千人、並びに日新に詣り降を請う。遂に悉く放ちて田里に歸す」(舊傳)という功績をたてたのであり、「草賊」の人心を張建封がつかんでいたから平定に成功しえたのであろう。これによって名を知られた張建封は、大曆初年に、湖南觀察使韋之晉に辟せられて參謀となり左清道兵曹を授けられるが「吏役を樂しまず」(舊傳)、去って滑臺節度使令狐彰に辟せられるが、彰が朝覲しないのを悦ばず、「之れを非として往きて轉運使劉晏に見ゆ。晏、大理評事に奏試し、漕務を筭せ使む。歲餘にして罷める」(新傳)ことになった。これは舊傳によれば、「遂に刺を轉運使劉晏に投じ、自から、其の志、彰に仕えるを願わざること述べるや、晏、大理評事に奏試し、軍務を勾當す。歲餘にして復た

罷めて歸る」とされているが、その當時、東都淮南浙江東西湖南山南東道鹽鐵使兼轉運使であった劉晏のもとでおそらく漕務を一年間あまり管理していたのである。しかし自發的に登用を願ったにもかかわらず、張建封は劉晏のもとを去る。ついで馬燧の判官となり監察御史に拔擢され、李靈耀の討伐に參軍して功をたて、侍御史を授けられる。

そして、舊傳によれば、

「建中の初め、燧、之れを朝に薦め、楊炎、將に用いて度支郎中と爲さんとす。盧杞、之れを惡む。

出て岳州刺史と爲る。」

といい、新傳は「楊炎、將に任ずるに要職を以てせん」とす。盧杞、喜ばず。出て岳州刺史と爲す。」としている。すなわち、楊炎は、豪俠として聞こえた張建封を、度支郎中という「要職」に登用しようとしたのであるが、劉晏の黨にあって楊炎と正面から對決し最後には楊炎を失脚せしめる盧杞が、その登用に反對したため、張建封は岳州刺史に出されてしまう。

劉晏・盧杞の黨に阻止されて實現しなかったとはいえ、楊炎が張建封を度支郎中に登用しようと意圖したこ

とはかなり重要な意味をもつ、といえよう。なぜならば、度支は楊炎の三次にわたる一連の財政改革の歸趨を決する重要な位置をしめ、その度支郎中の職はまさに「要職」だからである。周知のごとく楊炎は、まず第一に、大曆十四年(七七九)十二月に、それまで第五琦よりこのかた天子の私藏庫である大盈内庫に入れられ宜官の專横にゆだねられていた「天下の租賦」歳入を、正規の管轄系統に復して、「凡そ財賦は、皆な左藏庫に歸すること一に舊式を用ってし、毎歳、數中於り三五十萬を進めて大盈に入れ、而して度支は先ず其の全數を以て聞」することに改めた。ついで第二に、建中元年(七八〇)正月、兩税法を制定し、「尙書度支を以て、焉れを總統」することに統一したのである。そして第三に、同年正月八日以後二十八日以前に、劉晏の東都河南江淮山南東道轉運租庸青苗鹽鐵使を罷めさせて、尙書省の管轄權を回復しようとした。かくして建中元年二月十一日の起請條によって尙書省度支・金部・倉部・比部を中心とする兩税法體系が制度的に整備されたのである。

このような度支の郎中に豪俠的な張建封を登用することは楊炎のときにはついに實現しなかったが、すでに谷

川氏が詳論せられたごとく、張建封はその後徐泗濠三州節度使として、唐朝に起用され、反唐的な河北諸藩と平盧節度使の勢力擴大を阻止してゆくことになる。ここで想起されるのは、劉晏が楊炎のために諸使を解任された直後、平盧節度使李正己が、その解任の理由を説明するよう楊炎に要求してきた、という事實である。<sup>(14)</sup> そのばあいには楊炎は、代宗の妃獨孤氏を皇后に擁立しその子韓王迥を皇太子に立てようとする陰謀に劉晏が加わっていたため、代宗の皇后沈氏の子である徳宗が自から劉晏を排斥したのである、という噂をひろめた。

これによって、第一に、李正己と劉晏とが密接な關係をもっており、楊炎・張建封とは對立していたことがわかるのであるが、楊炎を登用した崔祐甫もまた李正己と對立していたことを考えあわせるならば、劉晏・李正己・盧杞と楊炎・張建封・崔祐甫との黨派的對立は根づよいものであったことが推察される。そして第二に、獨孤氏はすでに陳寅恪氏が一般的に明らかにされたように胡族出身であり、<sup>(17)</sup> 沈氏は、舊唐書卷五二・后妃列傳下に「代宗睿眞皇后沈氏、吳興の人、世よ冠族爲り」とあり、沈氏が冠族として代々勢力を張っている湖州吳興こそ、

代宗初年に草賊が郡邑を攻掠し張建封の平定するにいたったあの蘇・常二州の隣州であった、ということに注意すれば、あるいは、劉晏の黨が獨孤氏と、そして楊炎の黨が沈氏と結合したのは偶然ではなかったかもしれない。しかし、獨孤氏擁立のくわだてに關して私にはまだ理解できない問題がのこっているため、ここでは論じてはならない。

そこで、本稿においては第一の問題のみについて考察するわけであるが、そのばあいにおいても、不明の要素の殘されている劉晏の黨はあくまでも楊炎の黨による財政改革の基調を理解するための一助として言及するにとどめ、宇文融に對する反對論との關連を理解するために楊炎の黨の特質を抽出することに限定する。

さて、本節冒頭に引いた韋處厚傳にいうごとく「楊炎は元載の爲めに復讐」すべく劉晏を失脚させたのであるが、<sup>(28)</sup> それは冊府元龜卷四八二・臺省部二六・朋附に「楊炎は……元載の黨なり。炎は載と同郡、又た元氏の出にして、載を謂いて舅と爲す。」とあるように楊炎の母が元氏の人であったことに由來する。<sup>(19)</sup> なお、朋附の條に元載の黨としてあげられているものは、韓洵・王定・包

信・徐縝・裴冀・王紀・韓會・趙縱・王昂である。<sup>(20)</sup>また、資治通鑑卷二二四・代宗大曆八年三月の條に「吏部侍郎徐浩・薛邕は、皆な元載・王縉の黨なり」というごとく、王縉もこの黨の一方の中心人物であり、かれは新唐書卷七二中・宰相世系表によれば太原の王氏の出身である。舊・新兩唐書元載傳によれば、元載の妻は王氏であり、<sup>(21)</sup>さらに、楊炎を登用した崔祐甫の妻は二房太原の王氏なのである。<sup>(22)</sup>

このように、楊炎の黨はその中心人物の元載・王縉・崔祐甫の三人が太原の王氏を核として姻戚關係によって結束しており、しかも崔祐甫は崔沔を父とする、あの博陵の崔氏であって、舊唐書卷一一九・崔祐甫傳に、

「家は清儉禮法を以て士流の則と爲る。……常袞、國に當り、辭賦を以て登科する者に非ざれば得て進用する莫し。祐甫、袞に代るに及びて、薦延推舉し、復た凝滯する無し。……」

という。すでに陳寅恪氏が指摘するごとく、この博陵の崔氏祐甫は家學禮法を重んじる山東士族の典型ともいえるのであって、その兩唐書の列傳には清儉禮法を以て常袞としばしば對立したことがつたえられている。常袞が

進士科出身者しか登用しなかったのにたいし、崔祐甫は進士に抱泥せず、禮法を重んじて人材を拔擢したのであり、楊炎はそのような尺度にかなう人材であったといえる。すなわち、楊炎が初めて仕官したのは、「河西節度使呂崇賁が掌書記に辟した」(新傳)ことによってなのであってその後も進士科を受けていない。しかし楊炎の家は父祖以來、節を持し禮法をまもったことによつて知られている。いま舊傳から摘記するならば、曾祖父・大寶は武徳初年に龍門令として劉武周に抗戦し、「降らず、城破れて害を被むる。全節侯と褒贈」され、祖父・哲は「孝行の異有るを以て其の門閭を旌」せられ、父の播は進士に及第したが「隱居して仕えず、玄宗のとき徴されて諫議大夫となつたが「官を棄てて養に就き、亦た孝行の祥禎を以て其の門閭を表」せられ、楊炎自身も、李光弼の判官にすすめられたが「徴に應ぜず、起居舍人を拜するも、祿を辭して養に就き、岐下に丁憂し、墓前に於て廬し、號泣して聲を絶たず、……又た其の門閭を表す。孝、三代に著<sup>ちか</sup>わる、」とされた。

このように孝養の禮をまもりうるためにはたとえ清儉を重んじ官祿を輕んずるとは雖も、隱居して仕官せず

生活することを可能ならしめる経済的基盤は確保されていたと考えるべきであろう。まず、楊炎は、「是れより先き、炎、將に家廟を營まんとす。宅の東都に在る有り、河南の尹趙惠伯に憑りて之れを賣る。惠伯買つて以て官解と爲す」ことのできるほどの「宅」を東都にもっていた。そしてこの賣買において炎に羨利があった、という口實にもよって盧杞は楊炎を失脚させるのである。また、元載は、長安の「城南に、膏腹の別墅、疆を連ね畛を接すること、凡そ數十所」といわれ、王縉の弟、王維の莊園も有名であり、馬燧の田園・第宅も大規模のものであった。<sup>(26)</sup>

- (1) 谷川道雄『安史の亂』の性格について(『名古屋大學文學部研究論集』八、一九五四)および同「龐助の亂について」(『名古屋大學文學部研究論集』一一、一九五五)。
- (2) 新唐書卷一五八・張建封傳による。舊唐書卷一四〇・張建封傳は、「張建封、字は本立、兗州の人」とす。兗州は河南道、魯の地。兗州に客して幾年か経つうちに、「兗州の人」となったのではあるまいか。時期的には、現住地附籍を原則とする兩税法の制定期前後にかけて兗州に住んでいた。
- (3) 漢代について増淵龍夫先生が明らかにせられた問題は、唐代のばあいにも重要な意味をもって唐代的な相にお

いて存在すると私は考えているが、現在はまだ充分な資料を蒐集しえておらず、したがってここに「豪俠」という語を用いるのは、張玠についての表現と同じ用法においてであり、しかしながら半面、谷川氏の樹立せられた俯瞰にみちがれてのことなのである。

- (4) 唐會要卷八八・鹽鐵使。日野開三郎「兩税法以前に於ける唐の權鹽法」『社會經濟史學』二六の二、一九六〇年、Denis C. Twitchett, 'The Salt Commissioners After An Lu-shan's Rebellion' (*Asia Major*, Vol. 4, No. 1, 1954) 参照。
- (5) 舊唐書卷一三五および新唐書卷二二三下・姦臣列傳所載の盧杞傳参照。
- (6) その後、平盧節度使李正己の子・李納の節度使就任をめぐる河北諸鎮と平盧軍の反亂を鎮定したのち、唐朝は、平盧軍率制のために、貞元四年(七八八)、徐泗濠三州節度使を創置し、張建封が任命される。谷川氏は「龐助の亂について」(前掲)において、「かれの徐泗濠節度使には、こうした建封父子の郷里兗州における豪俠的勢力が考慮されたのではないかとおもわれる。」(六頁註三)と論じておられる。
- (7) 資治通鑑卷二二六・代宗下の編年にしたがう。
- (8) 舊唐書卷一一八・楊炎傳による。
- (9) 舊唐書楊炎傳による。なお唐會要卷八三・租稅上、冊府元龜卷四八八・賦稅、新唐書卷一四五・楊炎傳、資治通鑑卷二二六・德宗同年條、全唐文卷四二一・楊炎・請行兩

税法奏参照。

- (10) 資治通鑑卷二二六・建中元年正月甲子條。但し同年正月には甲子の日はない。平岡武夫編『唐代の曆』参照。通鑑本は甲午(二十八日)、胡注は丙子(十日) または戊子(二十二日)に作るべしとする。その他、甲戌(八日)、甲申(十八日)のばあいもありうる。要するに八日以後二十日以前であって、兩税法創始の赦がくだされた正月五日以後、二月の起請條以前のことである。
- (11) 舊傳による。
- (12) 唐會要卷八三・租稅上。なお、唐代中期以後、戶部から度支へ財政上の實權が移動したことについては、D. C. Twitchett, *Financial Administration under the T'ang Dynasty*, Cambridge University Press, 1963 参照。
- (13) 註6. 参照。
- (14) 兩唐書楊炎傳に詳記されているところによって要點のみ略記する。
- (15) 劉晏が節度使李正己の勢力との協調の上にその鹽法を樹立していたのであろう、ということは、金井之忠「唐の鹽法」『文化』五の五、一九三八) によって指摘されているが、鹽法そのものがそのような勢力基盤の上に成立していたと考えるためにはなお詳考を要する。
- (16) 資治通鑑参照。
- (17) 陳寅恪『唐代政治史述論考』(一九五六) 参照。
- (18) 舊唐書元載傳および劉晏傳によれば、劉晏は常充とともに元載の罪を裁いて左遷させた。
- (19) 春秋公羊傳文公十四年「獲且齊出也」の注に「出、外孫也」とあり、某氏の出であるとは、その外孫すなわち他家に嫁した娘の子という意味であり、舅には母の兄弟の意味があるからである。
- (20) 韓洄は楊炎の失脚後に戶部侍郎・判度支となるが、そのとき「既にして省職久しく廢れ、……天下の錢穀、總領する所無し。」といわれ、杜佑を江淮水陸轉運使に任命し、結局「皆な舊制の如くす」るにいたる。資治通鑑卷二二六・建中元年三月の條参照。なお、韓會は、通鑑卷二二五・代宗大曆十二年四月癸未の條によれば、南陽の人、すなわち張建封の本籍と同じである。
- (21) 王忠嗣の女。
- (22) 守屋美都雄『六朝門閥の一研究——太原王氏系譜考——』(一九五二) 八〇—八五頁参照。
- (23) 陳氏前掲書八九頁参照。
- (24) 資治通鑑卷二二七・德宗建中二年八月條、舊唐書および新唐書楊炎傳、同じく盧杞傳。
- (25) 舊唐書卷一一八・元載傳、新唐書卷一四五・元載傳。なお、すでに周藤吉之氏が使用しておられる。同氏『中國土地制度史研究』(一九五四) 一、唐末五代の莊園制、一四頁。
- (26) 舊唐書卷一三四馬燧傳、新唐書卷一五五・馬燧傳、冊府元龜卷八一・總錄部・富、なお周藤氏前掲書参照。

五 結 語

楊炎の黨は、當時一般の趨勢の一端として、大土地所有者を中心として構成されていたといえるのであって、かれらの制定した兩稅法は、均田法的制限をうち破って資産と戸等に應じて課税することを原則としたのである。ところで、その「戸に土客と無く」(楊炎傳)現住地によって課税する、という兩稅法の原則は、均田法の維持を意圖しながら兩稅法的現住地課税の先驅としての性格をもつ權衡原則を導入しそれによって「括田稅客」をおこなった宇文融の方式とは、どこが異なるのであろうか。

その相違はいうまでもなく、「稅客」の實行方式にある。すなわち、宇文融のばあいには、本籍地以外の他郷に寄寓している浮客を、その寄寓地において附籍して客戸となし、その「新附の客戸は則ち其の六年の賦調を免じ、但だ軽く税して官に入れる」(通典卷七)のことで、一般の土戸より稅負擔を軽くされていたのである。それが代宗の寶應二年(七六三)には、居人すなわち土戸に比較して客戸の差科負擔は半分、と定められ(唐會要

卷八五・籍帳)、あの有名な大曆四年(七六九)正月詔によって、戸等對應の原則が、一部分、客戸にも適用されて、客戸は八等戸または九等戸の土戸と同一にあつかわれ、同じ戸等のなかでは土戸・客戸ともに同額の戸稅を課せられることとなった。このように、漸次、客戸にたいする課稅は土戸と同率の方向に引きあげられ、ついに楊炎の兩稅法の提案にいたって、それまでに附籍された客戸は土戸と區別なく、しかも大曆四年のばあいのように、戸に八・九兩等戸にかぎられるのではなくて一般的に、戸等に對應して兩稅を課せられる原則がうちだされたのである。

その提案者である楊炎の黨は大土地所有者を主體としていたのであるが、そのような大土地所有は均田法のもとでは官人永業田および一般の永業田の規定額を超過するばあいには「籍外の田」として非合法とみなされ、まさに宇文融によって檢括の對象とされたものなのであった。そして、そのような宇文融の括田稅客に反對したものととして私たちは皇甫憬・楊相如・楊瑒・盧從愿の四人について調べることができたのであり、そのうち盧從愿は范陽の盧氏に出自する山東士族であり、楊瑒は陳のな

がれをくむ名流であつて、ともに、太原の王氏を中核とする楊炎の黨の宰相崔祐甫および楊炎と同じく、傳統的家學としての明經・左氏の學および禮法を重んずる士族であり、いわば士族の大土地所有者であつた。そしてその大土地所有にもとづくかれらの立場が、均田法の有無によつて別の對應をしめすことになつたのであつて、前の段階すなわち均田法時代の宇文融のときにおいては、「税客」が土戸より軽い税を客戸に課するという方式によつて、籍外田の沒收と並行して實行せられたがゆえにかれらにとつて不便となり、かれらの立場を離れえない皇甫憬ら縣尉と呼應しあつて激しい反對論を主張するにいたつたのである。しかもそのばあひにかれらは自己の在地的勢力と官僚機構との結接點である州縣の機能が、あらたな別の命令系統に屬する使者によつて侵奪されることにも同じ立場から反對したのであつて、その反對論が皇甫憬および楊相如によつてさげばれた、といえるであらう。

その後、「籍外の田」という均田法的概念が消失し大土地所有に對する制約が打破されてくる段階において、楊炎によつて代表される右の士族の大土地所有者の黨

は、國家に掌握される客戸すなわち制度的客戸に、土戸と同額の税を課することによつて、土戸が逃亡して税額の低い客戸にならうとし「浮して蕩盡する」(楊炎傳)がごとき弊風を防止しようとしたものではあるまいか。いいかえるならば、現住地附籍を戸籍作製の原則とするという點においては、おしとどめることのできない逃亡現象への對應策として、楊炎も宇文融の方式を繼承したのであるが、かくして寄寓地において附籍されることとなつた制度的客戸にたいする課税方式に關しては、楊炎は、むしろ宇文融にたいする反對論者たちの立場とおなじ士族の大土地所有者の立場にたつて、制度的客戸への租税輕減を否定し、土戸・客戸對等の戸等にもとづく課税を實現するためにあの一連の財政改革をおこなうにいたつた、と考えられるのである。しかも、そのようにして國家に把握される制度的客戸の「自立」を實現するばあいにおいても、かつて論じたごとく、在地勢力の規制のもとに逃棄田を客戸に承佃させる、という方法をとつたのであり、そこにも楊炎の財政改革の右にみたような基調がうつらぬかかれてゐる、といえるのではあるまいか。

(一九六五年二月)(一橋大學講師)